



保育所の情報公開・第三者評価について

平成26年2月17日

公正取引委員会事務総局
経済取引局調整課

現行制度

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課されている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課されている。

<参考>

◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2～4 (略)

5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十八条の三 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 (略)

<参考>

◎児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項
- 一の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、その旨
- 二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項
- 三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項
 - イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間
 - ロ 保育所の保育の方針
 - ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数
 - ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法
 - ホ その他保育所の行う事業に関する事項
- 四 法第五十六条第三項の規定により徴収する額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額に関する事項
- 四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額
- 五 保育所への入所手続に関する事項
- 六 市町村の行う保育所における保育の概況

2 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

新制度

- 子ども・子育て支援法では、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、保育所等の設置者に対して、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、提供する教育・保育に係る情報を都道府県知事に報告することを求めている。
- 都道府県知事は、上記の報告を受けた後、その報告の内容を公表しなければならないこととされている。
- 保育所に課されている児童福祉法に基づく情報提供の努力義務は現行どおり。

<参考>

◎子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報(教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3～7 (略)

2. 新制度における情報公開の仕組み(2)

- 新制度における情報公表の具体的項目としては、以下のような内容とすることが考えられている。

1. 基本情報

(法人)

- ・名称、所在地等連絡先
- ・代表者の氏名等
- ・設立年月日
- ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等

(施設)

- ・教育・保育施設の種類(認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)
- ・名称(※1)
- ・所在地等連絡先
- ・事業所番号
- ・施設長の氏名等
- ・認可・認定・確認年月日
- ・連携施設の状況(地域型のみ)
- ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)※2
- ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無／専従兼務／常勤・非常勤／直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等)
- ・職員1人当たり子ども数
- ・過去3年間の退職職員数
- ・利用定員、学級数、在籍子ども数
- ・開所時間等
- ・障害児対応

※1 認定こども園の場合は、その名称および構成する施設(幼稚園、保育所)の名称

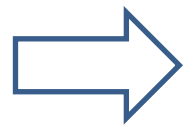
※2 既存の幼稚園・保育所から移行した幼保連携型認定こども園の場合、移行特例を適用した施設については、移行特例の適用状況を含む。

2. 運営情報

- ・施設の運営方針
- ・教育・保育の内容・特徴
- ・選考基準
- ・利用手続
- ・利用者に対する事前説明等の状況
- ・事故発生時の対応
- ・利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)
- ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況
- ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む)
- ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
- ・秘密保持のための措置
- ・自己評価等の結果
- ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表
- ・公示された旨
- ・その他都道府県が必要と認めた事項

3. 評価に関する枠組み(1)

- 保育所を含む社会福祉事業については、社会福祉法により、自らサービスの質の評価を行うこと等により、良質かつ適切なサービスを提供する努力義務が課されている。
- 保育所については、保育所保育指針により、保育の質の向上を図るため、保育所の保育内容等について自己評価を行い、その結果を公表する努力義務が課されている。



現行制度・新制度ともに、保育の質を事業者・利用者以外の
第三者機関が評価する第三者評価の受審は、法律上は
義務ではなく、任意となっている

※全国社会福祉協議会等を中心に、「**福祉サービス第三者評価事業**」が行われている

【福祉サービス第三者評価事業】

- ✓ **意義**: 事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業
- ✓ **目的**: 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けること。また、評価の結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

【出所】厚生労働省資料より抜粋

→ 福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため、平成16年5月に厚生労働省が「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を发出

3. 評価に関する枠組み(2)

＜参考＞

◎社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

◎保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第四章 保育の計画及び評価

2. 保育の内容の自己評価

(2) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による

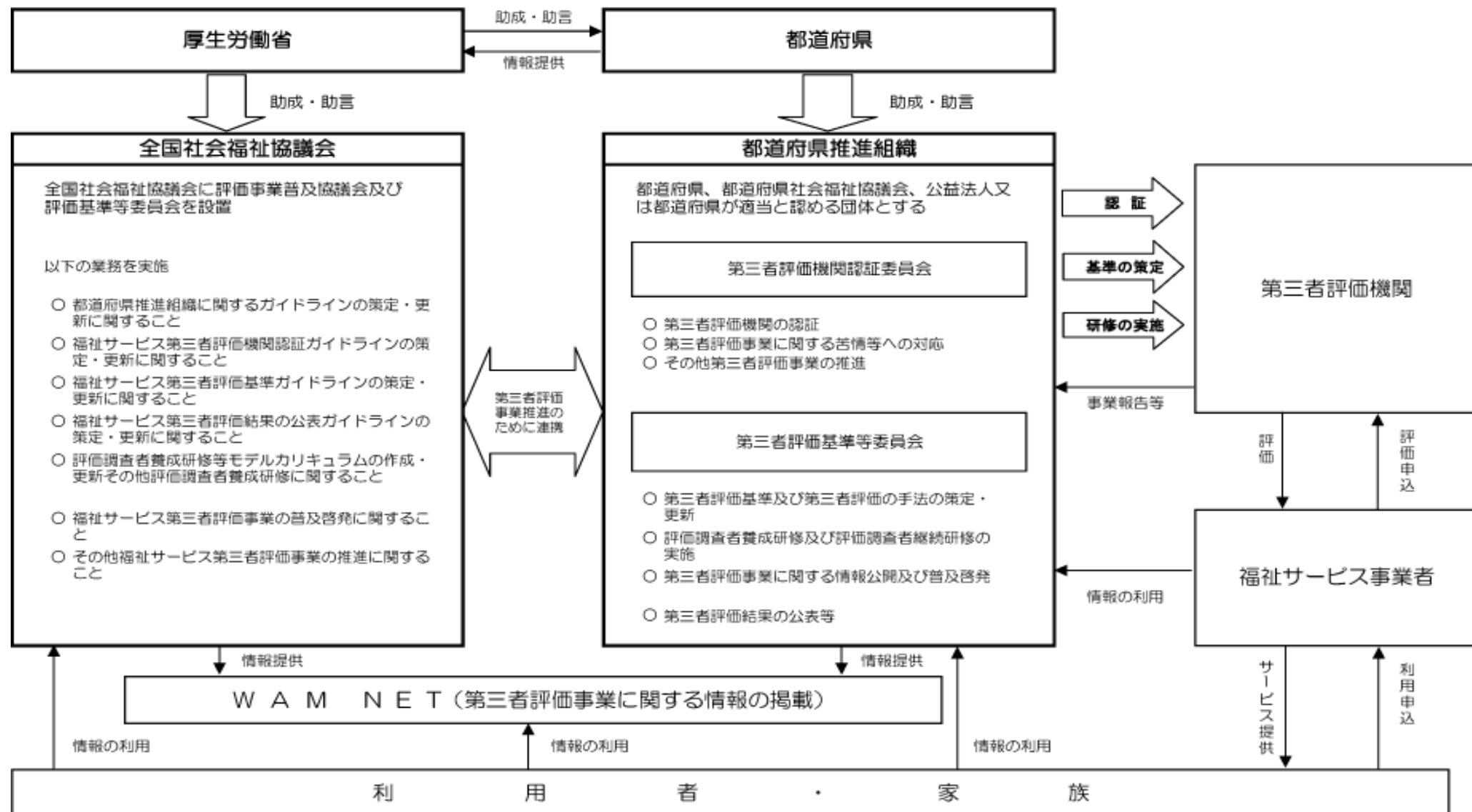
(ア) 共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(イ) 児童福祉施設最低基準第三十六条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

3. 評価に関する枠組み(3)



＜参考＞ 福祉サービス第三者評価事業の推進体制



第三者評価の評価項目の例

- ✓ 理念・基本方針が確立されているか
- ✓ 職員の質の向上に向けた体制が確立されているか
- ✓ 利用者の安全確保のための取組が行われているか
- ✓ 地域との関係が適切に確保されているか
- ✓ 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されているか
- ✓ 質の向上に向けた取組が組織的に行われているか
- ✓ 利用者に対するサービス実施計画が策定されているか …等

基本的に、書面調査と
訪問調査により評価される

第三者評価の受審率

平成23年度における保育所の受審率 3.52%（819施設）
→ 都道府県によりばらつきが見られる

平成24年3月時点の評価機関数 446機関

（内訳）

社会福祉協議会	36
社会福祉法人	7
NPO法人	180
株式会社	124
その他	99

【出所】全国社会福祉協議会資料

自治体における取組の例

【事例1】 東京都

受審費用に対する補助金の交付

補助金額 60万円

補助対象 社会福祉法人等

※株式会社等向けの補助は市区町村が実施

【事例2】 京都府

「福祉サービス向上支援事業」(府の補助事業)の補助金交付要件として、
第三者評価の受審を義務付け

補助金額 受審費用を含む補助対象経費の1/2を補助

補助対象 保育所を経営する法人等

- 保育所における情報公開・第三者評価の必要性とは。
- より一層の情報公開・第三者評価の活用は，利用者利便や保育の質の向上にどのような効果があると考えられるか。
- 情報公開・第三者評価を進めていく上で，制度上，何か問題はあるか。
- 情報公開・第三者評価の拡大は，事業者間の競争にどのような影響を与えると考えられるか。